

高知市の入札・契約制度改正

最低制限価格は事後公表

くじ引き落札に歯止め

高知市は、08年度の入札・契約制度の改正として建設工事の最低制限価格の引き上げや算定方法の見直し、同価格の事後公表への変更、コンサルタント業務への最低制限価格の設定などを実施する。公告日および指名通知日が4月1日以降のものに適用する。

とから、工事の品質確保や健全な企業の育成などの面からも問題となっている。

なる業務は、予定価格50万円（税込み）を超える測量・土木設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等のコンサルタント業務。

算定方法は、まず最低基準価格を設定し、予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が最も低基準価格を上回った場合は最低基準価格を最低制限価格とする。下回った場合は、有効な入札の下位者の平均の85%を最低制限価格とする。最低基準価格、最低制限価格ともに事後公表となる。

そこで、最低制限価格の上限を80%から85%に引き上げ、入札執行後の事後公表に変更することにした。また、算定法についてもこれまで公契連モダル（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5）で算定していたものを、「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×2/5＋一般管理費×1/5」に変更。予定価格についてはこれまで通り事前に公表する。

同市ではこれまで、建設工事の最低制限価格を予定価格の75～80%の範囲で運用し、01年度からは同価格を下回る失格入札の発生抑制や情報漏えいの防止などを目的に事前公表してきた。

しかし、最近では厳しい経営環境から最低制限価格に入札が集中し、くじ引きで落札されるケースが大幅に増加しているこ